



現場からの抜本改革プラン

(私が一年間司法修習を遅らせた理由)

清水の舞台から飛び降りる覚悟で

中央大学法職講座
司法試験受験指導相談員

阿部 鋼

I はじめに

三三才、受験回数十二回、独身、これといった社会経験も無いいわゆる「司法試験バカ」。私が平成九年度に悲願の司法試験合格を果たしたときのプロフィールです。どう考えても普通なら早く司法修習を終わらせて実務ついてしまわなければ「手遅れ」な状態です。

しかし私は司法修習を一年間遅らせることに「し」ました。正確に書くなら遅らせることに「して」いました。それは以下の理由に基づきます。

まず、中大法職講座の長年の課題であった「駿河台公開答案練習会」、「駿河台法職研究室」、「多摩法職研究室」以外の「法職講座の抜本的改革」をお手伝いすることです。私が二〇歳の時からお世話になっている「三和一博法職講座運営委員長」と一緒に「法職講座の抜本的改革」を推進しようということになっていたわけです。この事は私が受験生であった平成九年三月頃に三和運営委員長との間で約束していました。私は数年間法職講座でアルバイトをしており、法職講座の現場（「駿河台公開答案練習会」、「駿河台法職研究室」、「多摩法職研究室」）のことをある程度まか

されていきました。そこで、平成八年の中大合格者数凋落ショックをうけ、「今年仮に司法試験に合格しても一年間修習を遅らせてお手伝いします。」と申し上げました。ですから「法職講座抜本的改革」のための基盤整備を三和先生と開始しました。このため私は受験生である時に既に「中央大学法職講座司法試験受験指導相談員」という肩書をいただいております。つまり平成九年に最終合格しようがしまいが、三和委員長とともに「法職講座の抜本的改革」をスタートさせようということになっていたわけです。

このようなことから悲願の司法試験最終合格後も私自身はなんら躊躇することなく、誰に相談することもなく、司法研修所への「修習願い」を提出しませんでした（もっともその後は周囲から賛否両論の多数のご意見をいただきました。）。

そして、もう一つの修習を遅らせた理由は、機会があればこの数年間法職講座をお手伝いして感じてきたこと、あるいは自分を含めた「法職講座で受験指導のために一緒に汗を流してきた若い受験指導スタッフ」達（本学の若手専任教員の方を含めて）が共通に疑問に思ってきたことを「中大出身の先輩法曹の方々」に訴えたいと思ったことです。現在の中央大学関係者の体制の中ではよほどのことがない限り、私達のような若輩が偉大なる大先輩方に対して意見を述べることはできません。しかし修習を遅らせてまで母校で後進の世話をすればいつかは意見を述べる機会があるだろうと思っておりました。そして遂にこの「中大法曹」に原稿を掲載し意見を述べる機会をいただくことができました。

私はこれから先の文章を「一年間修習を遅らせることなどは比較にならない程の覚悟」つまり「清水の舞台から飛び降りる覚悟」で書きます。これから述べることには「大変不遜な意見」がたくさん含まれています。大先輩方のお叱りをうけるかと思えます。しかしそれでもかまいません。私を含めて、受験指導の現場で身体を張って頑張っている者達は、現在の中大司法試験関係者の方々の対応に耐えられない不満をもっているのです。

II 中大合格者数が凋落した原因

1、『キャンパス多摩移転』について

以下に述べるのが私自身法職講座で数年間働き、また十数年間にわたり中大受験生として受験を戦ってきたことから感じた中大合格者数凋落の原因です。

最大の原因はいうまでもなく「キャンパス多摩移転」です。これによって「都心から」のアクセスが不便になり「学研連」における先輩法曹を中心とした「ノウハウの確実な継承」が阻まれましたし、また、そこそこの優秀な偏差値エリートが少なくなりました。また、「陸の孤島」である多摩キャンパスは「都心へ」のアクセスの不便さから「司法試験予備校」を中心に発展した「受験ノウハウの進化」からも取り残される惨状を導きました。

しかし、「キャンパス多摩移転」は中大の歴史の中で揺るぎない事実なのであり、それが誤った選択であったという結論を二〇年間の過程の中から今さら導き出したとしても、意味が少ないことは私よりも諸先輩の方が痛感していらっしやると思います。

* 中大生合格者の総合格者数に占める割合 (%)

最終合格者総数 中大最終合格者総数 中大生の占める割合

昭和二六年 一位 二七二名 九三名 三四・一九%

昭和三九年 一位 五〇八名 一七〇名 三三・四六%

昭和四五年 一位 五一九名 一三八名 二六・五八%

*多摩移転
昭和五三年 二位 四八五名 八七名 一七・九三%

昭和五八年 三位 四四八名 六三名 一四・〇六%

平成 八年 五位	七三四名	五七名	七・七七%
平成一〇年 五位	八一二名	六八名	八・〇八%

問題はこの「キャンパス多摩移転」によるビハインドをさらに悪化させた事情があることです。以下の二つです。一つは①「現状認識の欠ける方々による司法試験対策の決定」、もう一つは②「勢力分散の下の司法試験対策」です。以下、詳述します。

2、「現状認識の欠ける方々による司法試験対策の決定」について

①先輩法曹の方々

この雑誌に先輩法曹の方々若手合格者・スタッフの対談記事が掲載されています。これを企画された萬羽先生や中津先生との事前の打ち合わせで企画目的、企画内容やパネラーの人選を任された私は、①企画内容として「最近の合格者の素顔」、②パネラーとして「予備校育ちの早期合格者」、「予備校に精通するスタッフ」を選出することを決めました。そして、この企画の目的は偉大な先輩方の御発言と若手合格者・スタッフの発言に相当な「ズレ」があることをはっきりさせることに置きました。

この企画目的は見事に達成できたと思います。

対談に参加された諸先輩に失礼な発言になるかとは思いますが、覚悟して書きます。諸先輩は「現在現実に行われている司法試験」（試験形式の変化・受験勉強方法の変化）や「現在現実に受験している受験生や合格者」（環境の変化・気質の変化）についてのご認識が欠けていらっしゃいました。

おそらくこれは当日参加された諸先輩に限ったことではないと思います。私が今年一年間いろいろな形で一緒に過ごしていた諸先輩に多かれ少なかれ共通していえることなのです。

皆さんが同じように「自分が受験していた時は」、「自分が合格した時は」、ここから司法試験対策を云々されます。つまりご自身が受験勉強をされた時の御認識をもとに、時の経過により状況がかなり変わっている現在の司法試験対策を決定しようとするわけです。

その最たるものが先輩法曹の方々は現在もなお「司法試験はいかに難しい試験か」ということを必要以上に強調し、受験生活を必要以上に「ストイック」なものに祭り上げる傾向があるということです。いわば司法試験やその合格者を「神棚に上げ」ようとするのです。

これは大変な問題です。

現在の司法試験はデータが示すとおり若手が「大変合格しやすい」ものになってきています。これはいわゆる「丙案」導入の成果のみならず、昭和六年以来の司法試験改革が功を奏しているからだと思われます。また、受験生活自体も必ずしも「ストイック」なものではなく、いわゆる「彼女や彼」がいてあたり前になってきています。例えば、論文試験場の前の路上には交際相手が高級自家用車でお出迎え等の場面も珍しくないので。

このような「司法試験は受かりやすくなっている」という事情から他大学では受験者数が増加傾向にあります。ところが中大だけは減少傾向にあるのです。正確に言えば全体の受験者数に占める中大生の割合は毎年落ちてきています。これは大学の対応にも問題がありますが、先輩法曹の方々が必要以上に司法試験を「難しい」ものに「祭り上げている」傾向があることにも一因していると思われる。

* 出願者数における中大生の全体に占める割合(%)

中大生の占める割合

平成 三年

一七・八四%

五年	一六・二七%
七年	一五・二七%
九年	一四・三八%
一〇年	一三・六一%

さらに悪いことには先輩法曹の方々に私たち「若手合格者」の意見を申し上げても耳を傾けてはいただけません。懇談をしていると多くの場合、私たち若手発言は途中で遮られ最後まで意見を聞いていただけません。

「現在現実に行われている司法試験」についての御認識を欠くのみならず、それについてのご認識をもつ機会すら放棄される。

ある予備枚の経営者の方に指摘されたことを紹介いたします。その方はある某大学教授の方に「中大も昔合格されたOBの人達が口を出しているうちは復活はないですね。」とうそぶいておられたそうです。

② 大学関係者の方々

ところがこのような「現状認識の欠ける方々による司法試験対策の決定」は先輩法曹の方々だけに見られることではありません。

大学関係者の方々にも強く見られます。

私がこの数年法職事務室で働いて痛感したことは「中大は司法試験の学校」というけれども「大学自体は司法試験を全く知らない」ということでした。ここで知らないと申し上げているのは先輩方に見られたような「現状認識の欠如」ということではなく「歴史的に司法試験そのものを判っていない」ということです。

歴史的にみて中大が司法試験王国たりえたのは「学研連その他」の反体制の学生組織が大学に反発しながら、受験

勉強に奮闘していたからではないでしょうか？つまり、過去の栄光を築き上げるプロセスの中で中央大学法人が組織として司法試験対策を展開し、成果をあげたということではなかったのではないのでしょうか？

このような背景がありますから、大学の企画する司法試験対策は多くの場合「的はずれ」なものになってしまします。その最たるものは何を隠そう「多摩の法職講座」なのです。いかに的外れな講座であっても、何も知らない新生には「中大法学部ブランド」に基づいた信頼がありますから、新入生が入学した段階では六〇〇人近い法職講座受講生が生まれます。ところが一年六ヶ月経過後にはその数が三〇人に減ります。二〇分の一に減少してしまうのです。

原因はいくつかありますが、最大のものは「司法試験受験のための講座」ではなく、「学部授業のダイジェスト版ないしリピート版講座」としての内容しか提供できていないということです。つまり「一握りの教授の方」を除き、講師の大半が「司法試験という特殊な資格試験」の「現在の姿」に精通していません。そこで「学問としての法解釈学」と「受験勉強のための法解釈学」との異質性を意識しないまま授業を進めてしまい、その結果「受験生のニーズ」あるいは「受験合格のレベル」とはかけ離れた講座になり、受講生が離れていってしまうのです。

尚、誤解のないように申し上げておきますと、講師の中には受講生に大変人気のある方もいらっしゃいます。そして講師の大半が「司法試験という特殊な資格試験」の「現在の姿」に精通してないといっても、これは講師の方々が「本来学問の探求者であって、そもそも司法試験受験指導の技術者ではない」ということに原因があります。また、「学内行政の雑用が多すぎてお忙しすぎる」ということにも原因していると思われるます。つまり、そもそも講師の方々に大変なご無理をお願いしていることに問題があるのです。

それでは法職講座を去っていった五七〇人はどこに行くのでしょうか？

多くはそのまま「挫折」します。「司法試験の勉強は難しい」、「司法試験なんかより公務員試験や就職試験の方が楽だ。」というように一年生の段階で決定してしまいます。そして大半のものは二度と司法試験の世界には戻って

きません。他方一〇〇人くらいの者はいわゆる司法試験予備校に行きます。そこでは「司法試験という受験勉強のための講座」を提供してくれます（尚、後述しますように司法試験予備校にもメリット、デメリットがあります）。

このように予備校に行つて勉強を続ける者とはかく、やめていく者が大半です。これは前述のように中大の司法試験受験者が占める割合の低下が物語っています。一部には「多摩法職講座」が今まで「中大の司法試験受験者予備軍」を絞め殺したのだという指摘すらあるのです。

この指摘とは別に、ある予備校の経営者の方（先ほどとは別の方）が「中大は新生に先ず、大学の教授の講義を聞かせるからダメなんだ。東大生は大学が何もしていないから予備校の講義を先ず聞きにくる。スタートラインで中大生と東大生との間には大きな差ができてしまう」という指摘をされていました。

それではこのような現状について大学はどのような対応をしてきたのでしょうか？

一切何もしません。正確に表現すれば何もしないに等しい程中途半端な対応をしています。

この十数年間、大学Ⅱ「法職講座」のやることは多くの場合「場当たりの」でした。まず、「思いつき」で司法試験対策を実施します。いわば「箱」をつくりまします。しかし、「成果の検証」は一切しません。その「箱」をつくるから「箱に何が入ったか？」「何も入らなかったら、何故入らないのか？」一切検証はしないのです。そのうち始めの「思いつき」に「飽き」がきて、次の「思いつき」に飛びつくか、あるいは「成果の検証」をしないまま、「例年やっているから」との理由だけで「意味のない企画」をただ「繰り返す」だけなのです。

具体的な例としては、例年四月に実施している「法職講座開講シンポジウム」があります。

「開講シンポジウム」は例年途中で退席する学生がたくさんいることで有名でした。

私自身は昨年初めて参加させていただきましたが、本当に途中退席者が続出していました。びっくりしました。この現状を目の当たりにした私たち若手合格者はその後の懇親会で法職講座運営委員の先生方に苦言を呈しました。

「生意気なことをいうな」と叱る方もいらっしやいましたが、一番驚いたのは「ここ一〇年間毎年、途中で帰る者はたくさんいるのだから別に驚くに値しない」という御発言でした。

学生は馬鹿ではありません。役に立つものであれば積極的に受け入れます。途中退席者が続出するのは「役に立たない」と考えるからなのです。この御発言でこの二年間中大の合格者が坂道を転げ落ちるかの如く凋落した理由を痛感しました。

中央大学は「現在の司法試験」どころか「司法試験そのもの」に対する認識が全く欠如しているのです。

③相乗効果

そして問題はこれら二方面の「現状認識」を欠いている方々がいずれも中大の司法試験対策を決定する権限をもっているに過ぎることなのです。二方面の「現状認識の欠如」は相乗効果をもって「中大の司法試験対策」を「時代遅れ」かつ「効果のない」ものにしてしまいました。

三、「勢力分散の下の司法試験対策」について

前述の「現状認識の欠ける方々による決定」の結果生み出された「司法試験対策」は今度は中大名物「勢力分散」によってその「効果的な実施」契機すら失われます。ここに「勢力分散の下の司法試験対策」とは「法学部」、「法職講座」、「学研連」、「中大法曹会」、「中大テミスを育む会」が相互に緊密な連絡をとることなく、おのおの思い思いに司法試験対策を実施することを指します。

尚、誤解のないように申し上げますと中大の歴史の中で前述5者が何らかの関わりをもって司法試験対策を生み出してきた事実もあることは否定しません。例えば「法職講座」が生み出されてきた経緯は「大学・法学部」と「先輩法曹の方々」の相互協力があったのことに聞いております。しかしここで申し上げたいのは相互協力がそれっきりであったということです。つまり相互協力があってもそれは希薄かつ非継続的なものであり、親密かつ継続的に五者が

一同に会して司法試験対策を決定するなどということはありえなかったことではないでしょうか？
これは以下のような事情に基づくと痛感しております。

①まず「法学部」・「法職講座」（大学側）について

法学部教授会は歴史的に「反司法試験」派で占められていると聞いております。司法試験にアレルギーをもっておられる教授がほとんどであったと聞いております。現在では「協力する人はやればよい」という風に微妙に変化してきたと聞いておりますが、やはり司法試験対策推進派は少数派であると同っております。

だから「法職講座」はそのような「法学部」の在り方と切り離れた司法試験対策の拠点として設置されたと聞いております。司法試験対策推進派の教授の方々が御熱心に担当されたと伺っております。そのような経緯から設置されている以上「法学部」と「法職講座」の連携は今一つ中途半端なものとなっております。

②次に「学研連」・「中大法曹会」・「中大テミスを育む会」（先輩法曹側）について

これについては私より諸先輩の方が詳しいはずなので詳述をさけます。一言だけ申し上げますと、構成メンバーの方が異なり、取り組みの方向性が異なっていると伺っております。

③最後に大学側と先輩法曹側について

上記二つの勢力は歴史的に相互協力的に消極的であったと聞いております。大学側からすれば「OB」は外野であり大学教育という「聖域」に踏み入ってくることに極端なアレルギーがあります。他方、先輩法曹の側からすればそれが「非協力的」な態度に思え、ますます反目し出します。

それぞれの勢力がそれぞれバラバラな上に、さらに両勢力が反目しあっているわけです。このような「勢力分散」状態の下、それぞれが思い思いに司法試験対策を実施すること、これが「勢力分散の下での司法試験対策」の姿です。

このような「勢力分散の下での司法試験対策」がどのような弊害を生み出すか？

中大受験生（とりわけ在學生）の混乱及び負担過剰です。
具体的な例を挙げると、新入生が典型的です。

四月に新入生が入学します。

すると、法学部の「正規授業」がほぼ毎日、午後六時近くまで入っています。それに加えて法職講座が週二回午後六時から午後九時まで「基礎講座」を実施します。そして、これらの講座にプラス「中大法曹会」による「司法試験特設講座」や「司法演習」が展開されます。「司法演習」では多くの場合課題が課されます。さらにプラスして法学部教授による「基礎演習3」が設置されます。「基礎演習3」でも多くの場合課題が課されます。加えてこれらの授業はほとんど「予習」をしてきていることを前提にしてすすめられます。また、「新入生のほとんどがまだ高校生の頭」であることは無視して進められます。最後に学研連の研究室が独自のカリキュラムの下に受験指導をします。

新入生は何が大切か判らないので、これらをほとんど全てこなそうとします。そこで疲れきってしまうのです。この結果挫折する者も多く出てきます。

四、総括

これまで述べた現状の全てがかみ合った上、中大合格者数の凋落を招きました。

つまり、「キャンパス多摩移転」だけでも相当のビハインドである状況下で、「現状認識を欠いた決定」の下に打ち出された「司法試験対策」が「勢力分散」状態の下バラバラに実施されます。中大受験生、とりわけ在學生は混乱し、ある者は挫折し、ある者は混沌とした受験環境をそれでも進み続け「合格への最短コース」を踏み外します。ほんの一握りだけが生き残り「早期合格者」としての栄冠を勝ち取ります。

ある関係者の言葉を借りれば、「今の中大の現状で第五位にとどまっていることの方が奇跡的な快挙だ。合格者総数が一〇〇〇人になっても、中大が三桁の合格者を輩出するとはとうてい思えない。いずれ一橋大学にも抜かれる」とい

うことになります。

私を含めて受験指導の現場で身体を張って頑張っている者達（本学の若手専任教員の方も含めて）は、今まで述べたような中大の司法試験関係者の方々の対応に耐えられない不満をもっているのです。

昭和二六年から昭和四五年まで中大が司法試験合格者数において第一位の座をずっと守り続けていた頃とは全く実情が異なっています。

私が修習を一年間遅らせてでも、諸先輩方に申し上げたかったことは、今まで述べたことなのです。

現在の中大合格者数の凋落、司法試験対策の停滞は、二〇年後、三〇年後の将来、私たちが社会の中枢になったときに、私たちに跳ね返ってくると思います。現在の惨状によって、もっとも被害を被るのは私たちの世代なのです。諸先輩方に、私たちの世代の将来を混沌に陥れるような現状を、断固として解消していただかなければならないのです。

次に、このようなどうにもしようがない現状の下で、私達、受験指導の現場で身体を張って頑張っている者達（本学の若手専任教員の方も含めて）が考案した「法職講座抜本的改革プラン四カ年計画」の内容と課題をご紹介します。と思います。

Ⅲ 修習を遅らせた一年間の軌跡

↳「法職講座抜本的改革プラン四カ年計画」を中心に

1、プラン概要について

私は修習を遅らせた一年間のほとんどを「法職講座抜本的改革プラン四カ年計画」の作成作業に費しました。

① まず、プラン作成過程についてご説明いたします。

今回のプランは「法職講座運営委員会小委員会」（三和委員長、丸山秀平委員長代行）及び「法職事務室」の下、

法職講座出身の若手合格者が中心になって検討し、作成したものです。スタッフのほとんどが平成七年以降の合格者であり、いわば中大や法職講座の実態及び司法試験の実態を把握しているものの手によって作成されたものといえます。また、必要に応じて瑞法会会長福原紀彦中大教授や学研連駿河台研究室管理運営委員会の諸先生にご意見を伺いました。皆さんお忙しい中、貴重な時間をさいて手弁当でご協力いただきました。

今回のプランは中大司法試験関係者が一丸となって、苦心の末に生み出したものなのです。

②次に、プランの概要をご説明申し上げます。

プラン目標と計画は長・中・短の三段階からなっています。

短期的目標

中大最終合格者の総数について平成一一年度七〇人台後半、平成一二年度八〇人台後半、平成一三年度九〇人台後半と段階的に増やしていく。

平成一一年度から司法試験合格者総数が一〇〇〇人になることからすれば、七〇人台後半という数字はレベルの低すぎる目標と思われるかもしれません。

しかし現場の認識はそんなに甘くありません。平成一〇年度の中大最終合格者総数は司法試験合格者総数が平成九年度に比べ一〇〇人増え、八〇〇人になっているにも関わらず、平成九年度より九人減の六九人なのです。

これは昭和六一年より始まった試験傾向の変化が一〇年経ってより洗練されてきたにも関わらず、中大生のほとんどがその変化についていけないことに原因しています。

このような現状からすると三年間にわたって一〇人ずつ、「ブロック」ではなく「計画的」に合格者総数を増加させるにはそれなりの対策を計画的に実施する必要があります。決して低すぎる目標ではありません。

そして短期的目標達成のための方策としては、法職駿河台研究室（学研連駿河台研究室も含む）及び法職多摩研究室の指導体制強化を考え、既に実施しております。両研究室は日本でも屈指の受験指導体制を備え、合格者数も駿河台研究室において毎年二〇人平均で在室員から合格者が輩出されております。また多摩研究室も設立四年目で昨年、一昨年と一人ずつしか最終合格者を出していないものの、択一合格者は倍々で増加しており昨年は卒業一年目以下の室員だけで一七人、元室員を含めると四一人もの択一合格者を輩出しました。これは全国でも類のない大変な成果だと思われまます。

短期的目標達成のための方策としては、この二つの研究室合わせて平成一一年度は三〇人、平成一二年度は四〇人、平成一三年度は五〇人の合格者を出すことを考えております。それなりの実力を持った者を集中的に鍛えることが手っ取り早く合格者を増やす方策だと考えたわけです。

中期目標

- ①平成一一年度以降の入学生が三年次（平成一三年〜）、四年次において「六〇〇人」択一本試験を受験する体制を創る。
- ②平成一一年度以降の入学生が四年次（平成一四年〜）において「三〇〇人」択一本試験に合格する体制を創る。
- ③平成一四年度司法試験最終合格発表において中央大学の最終合格者数が一〇〇人に達する体制を創る。

そして中期的目標達成のための方策が「法職講座抜本的改革プラン四カ年計画」です。細かい説明は省略しますが、ポイントをいくつか紹介いたします。

①まず、第一に従来のマスプロ教育を部分的に修正して、「レスンプロ教育」つまりゼミによる指導を強化しました。これは寺子屋的指導という「中大学研連」の伝統的手法による受験指導をより多くの中大生に施すというものです。

②次に、第二に講座の講師を「司法試験に精通する方」に限定する方向で調整しております。これは前述の司法試験に精通していない方による受験指導の問題性を直視した結果です。

③さらに、第三に中大合格者総数を四年後に大幅に増加させることよりも、受験者数・択一合格者数をまず増加させるカリキュラムを採用しました。これについては賛否両論あるところですが、現在の法職講座の基礎体力（マンパワー・設備など）と現在の大学生の気質（主体性が弱く、楽な方を選ぶ等）を勘案するとやむを得ないとの判断に基づきます。中大在學生は気弱になり、年々司法試験を「敬遠」し受験者自体が減少傾向にあるのです。せめて在學生の時に択一に合格すれば、司法試験に勇気をもって挑戦するのではないのでしょうか？そういう戦略です。

最後に長期的目標ですが、これは法学部カリキュラムの構造改革（夜主コースの採用・社会人大学院の設置）に連携し、嘱託職員である私が云々する問題ではありません。後で少しだけ希望を述べさせていただきます。

2、プラン実施に伴う様々な整備について

このような抜本的改革プランを実現するためには様々な環境整備をする必要があります。これは前述の「中大合格者数が凋落した原因」を少しでも改善していくための環境整備であり、抜本的改革プラン検討に平行して実施してきました。

①「現状認識の欠ける方々による司法試験対策の決定」についての改善としては、まずその方々に現状を認識していただくことが必要です。

そのための企画がこの「中大法曹」に掲載されている「対談企画」です。是非諸先輩にこの「対談企画」を読んでいただきたいと思います。

②そして、次の改善方法としては「司法試験対策の決定」の過程に現状認識のある者が関わる必要があります。そのための方法として法職講座としては法職講座運営委員会・法職事務室のパートナーとして「受験指導スタッフ幹事会」を設置しました。

「受験指導スタッフ幹事会」は今でも法職講座の現場で受験指導をしている法職講座出身の最近の合格者によって構成する組織です。ここ最近法職講座の運営は現場の受験指導者達や職員の方々が中心に担ってきました。しかし法職講座運営委員会の決定事項に職員の方々が事実上関与することはあっても受験指導者達が関与することは制度上は担保されていませんでした。そこで法職講座運営委員会自体の決定事項は現場の指導者達の意見とは食い違ったもの、つまり現状を反映することのないものになることが多く、また、司法試験というものについて専門知識や体験のない職員の方々が事実上関与することがそれに拍車をかけていました。受験指導スタッフ幹事会の設置はそのような弊害を制度的にクリアする画期的な存在です。幹事会のメンバーは法職講座運営委員ではないものの、幹事会会長に三和運営委員長、副会長に丸山運営委員長代行が就任され、法職講座運営委員会との連絡を制度的に確実なものとするようになっていきます。また、幹事会の執行部は運営委員会にオブザーバーとして参加できることとなっています。

③他方、「勢力分散の下の司法試験対策」についてはとにかく中央大学の司法試験関係者が統一的意思決定をできる組織を構成することが必要となります。そこで、三和法職運営委員長のかけ声の下、法職講座主催で第一回

「五者協議会」が一九九八年二月二日（土）に開催されました。ここに五者とは「法学部」、「学研連」、「中大法曹会」、「中大テミスを育む会」、「法職講座」の五者を指します。

従来から関係者の協議会が開催されていたことは存じております。しかし、今回の「五者協議会」は中大の歴史の中でも次の点で画期的な存在と思います。まず、第一に中大の司法試験関係者のほとんどが一堂に会するという点です。従来から部分的な協議会はあったでしょうが、これほど大規模なものは初めてではないでしょうか。そして第二に単なる関係者間の意見交換に止まらず、「法職講座の抜本的改革四カ年」を実現するために具体的な協力体制に関する協議がなされているということです。どの関係者がどの役割を担当するのかが具体的に協議され、決定事項については各関係者がそれぞれの機構に持ち帰り、その実現のために働きかけることになっていきます。さらに第三としてこの協議会は単発的なものではなく、定期的、継続的に開催されるものだということになります。この結果、「法職講座の抜本的改革四カ年」計画はその進行中に絶えず、五者による検証と修正にさらされ計画改善必要性と方向性を常時チェックされます。

④最後に「法職講座の抜本的改革四カ年」計画推進のために「予備校のアウトソーシングの利用」をはかるための枠組みを確立することができました。

「法職講座の抜本的改革四カ年計画」の弱点は法職講座のマンパワーに限界があり、カリキュラムの中のいくつかの講座は予備校の講座をアウトソーシング的に利用せざるを得ないという点にあります。つまり、法職講座カリキュラム中の講座の一部をその講座を得意分野としている予備校のもので代用するわけです。

具体的には「択一答案練習会」です。この練習会は択一問題の傾向が相当に変化している関係上、問題を法職講座で作って答案練習会を運営ことができず、予備校の「択一答案練習会」を取り込み、補うしかありません。

しかし天下の中央大学法学部のお膝元では如何に法職講座であっても予備校という「非正規軍」と提携するこ

とはできません。

そこで、既にご存じかとは思いますが、「中大法曹OB三者」（中大法曹会、中大のテミスを育む会、学研連）の合同主催、中大生協教育事業部共催という枠組みによる「予備校択一答案練習会」との提携です。この提携の背後には「法職講座の抜本的改革四カ年計画」推進のために法職講座からの強い要望があったわけです。このような枠組みの下に予備校と提携をするのであれば法職講座は何ら予備校と関わりをもっておらず、中大法学部からのクレームをかわすことができます。この枠組みは実は法職講座のみならず、中大司法試験受験生にとっても（多摩校舎で択一答案練習会を受講したかった）、中大法曹OB三者にとっても（受験生の役に立ちたかった）、生協教育事業部にとっても（司法試験部門にも業務を拡張したかった）、非常にメリットのある予備校との提携体制といえるのです。このような枠組みを確立できたことは、その他の法職講座の不得意分野も同じ方法で補うための可能性が生まれたということになるのです。

IV 「抜本的改革プラン四カ年計画」の課題

このように一年間にわたって「抜本的改革プラン四カ年計画」（以下プランとします。）をスタッフと検討し、周辺環境を整備してきました。

今年四月からいよいよプランが動き始めます。

しかしプランが始動してもいくつかの課題を抱えています。これらの課題について次に書きます。

1、大学側の課題

①抜本的改革に伴う痛みに中央大学事務機構は耐えられるのか？

今回のプランを実現するためには①スタッフ（受験指導スタッフ・事務スタッフ）、②お金、③建物（教室）の三つの条件が満たされることが不可欠です。

このうち③については後述しますが、①と②についてはここで紹介いたします。

①については、開設講座を充実させる観点から講師としての受験指導スタッフ、裏方としての事務スタッフの充実が不可欠です。前者については予備校にも劣らない謝礼を準備することが必要です。これには経理部が大変な決断を迫られます。また、後者のためには大幅な事務スタッフ人員増が不可欠です。これには人事部が大変な決断を迫られます。

問題ははたして人事部や経理部が私たちの望むようにこれらの大変な決断をしてくれるか否かです。

例えばプラン実施のためには現在の事務スタッフ数では人手が全く足りません。そこで現在専任職員を二名、パートタイム職員を二〇名程度増員することを現在人事部に交渉中です。問題はこれを通るか否かです。

現在中央大学はリストラ中であり、専任職員を二名増員し、法職事務室に七名の職員を配置することは大変な決断だと思います。

しかし、法職講座としては明確にこれを要求しております。

次に経理部との関係でいえば大幅な予算増加を求めています。これは合格者・修習生・若手弁護士の指導手当のための予算増加要求の色彩が強いいえます。これも中大の受験者が減少し、財政的にも逼迫しつつある現在において大変な決断だと思います。

私は数年間法職講座でアルバイトをし、中央大学の事務機構が悪い意味で官僚的な組織であることを痛感するとともに辟易してきました。

これまで何度も法職事務室を通し、人事部や経理部その他の部署とも交渉してきましたが、多くの場合判断基準は「前例があるか否か」、「他とのバランス」がとれているか否かでした。

このような発想では新しいことには全く対応できないのです。

例えば、嘱託職員としての私の採用が平成八年の中大凋落ショックの前の六月に大学のトップレベルで確認されました。択一試験合格者数の凋落からの判断でした。つまり中大歴史上ではじめて「司法試験専門の嘱託職員」の設置が大学のトップレベルで確認されたわけです。

しかし採用されたのは翌年八月です。それも結局、雇用形態はアルバイトのまま「司法試験受験指導相談員」という名称が付与され、本俸が少しあがっただけでした。

なんと一年二ヶ月間も、大学事務機構の中で決断が先送りされていたのです。

そして本俸も当初提示されていた最低保証額の半分に押さえられました。

私はその一年二ヶ月間で、それまでも持っていた大学の事務機構への不信感をより強くしました。

しかし、抜本的改革プランに伴う法職講座の様々な要求をこの調子で扱われては困ります。今回のプランは中大一五年の歴史で初めてとられる政策なのです。

前例にはなかったことばかりなのです。

また、今回の改革では前述のように大変な財源が必要になります。

そこで、この点については大学の事務組織の至るところから「財源のタレ流し」という批判をうけます。法職講座の講座収入と支出とのバランスがとれていないことからくる批判です。指摘されている通り、本当に今回の改革にあたっては膨大な赤字が見込まれます。

しかし、これは先行投資なのです。

多摩移転以来、中央大学は膨大な借金の返済を中心に財政を計画し、最近返済し終えたと聞いております。しかし、その間司法試験対策について、「新しい展開」のための投資をほとんどして来なかったと思います。たしかに法職講座にそれなりの予算をつけてきましたが、それは「新しい展開」のための投資ではなく場当たりのその場しのぎの

投資でした。

ところが、今回、中大一一五年の歴史で初めて大学が司法試験対策に正面から立ち向かう姿勢を示しています。初めから採算などとれやしません。暗中模索の中で右往左往するのが当然なのです。そしてそのうち採算がとれるようにしなければならぬのです。ここで採算というのは司法試験対策について財政が好転することのみをさしているわけではありません。司法試験合格者がいる程度回復すればこれは非常に有効は「広告塔」になります。

いうまでもなく大学は一八才人口の減少のもと「生き残り競争」の渦中にあります。

その中で「魅力ある大学」であれば生き残れるといわれています。ここに「魅力ある大学」の要素の一つとして「卒業後社会で自立的に生きていくためのアイテムの伝授」があるかと思えます。このアイテムとして「法曹資格」はうってつけのものです。

「中大への入学は法曹資格取得への近道だ」というイメージを社会の中に復活できればこれほどの「広告塔」はないでしょう。

しかしこれが実現するためには一定の時間が必要です。最低四年間、投資していくことが不可欠なのです。

中央大学の事務組織はこれに耐えられるでしょうか？

日本の経済構造の中で企業が「痛みを伴う改革」に耐えられるかが問われている現在、同じ事が司法試験対策について中央大学にも問われています。

大学トップは司法試験合格者増員策を優先課題としている以上、事務機構がそれを拒否することは組織構造上認められないことです。ところがかつては問題先送りとして事実上の拒否がまかり通ってきました。

抜本的改革が実現するための課題として事務機構が改革に伴う痛みに耐えられるかがまず挙げられます。

②大学のトップは司法試験対策を抜本的に考えることを全学レベルで浸透させられるのか？

今回の抜本的改革プラン実現のためには大学のトップの方々が司法試験対策を抜本的に考えることを全学レベルで浸透させていくことが切に望まれます。

事務組織に余計な波紋が広がり、動揺が生じているのはトップがその意向を全学レベルで浸透させることができていないことに基づくのではないのでしょうか？

私は大学の中で司法試験対策に数年間携わり、「理事会が司法試験対策を最優先にしている」とか、「評議員会で司法試験対策について意見が紛糾した」とか頻繁に聞いたことがあります。

しかし法職講座事務室以外の事務機構のレベルになるとそのような認識の下に必要な積極的行動をとったという話は一度も聞いたことはありませんでした。

これは中央大学の運営機構の根本に関わることなのだと思います。早急にこのような問題点を改善できると思ってはいません。

ただ、今回の抜本的改革プラン実現のためには全学レベルでの理解が絶対不可欠です。

ですから抜本的改革プラン実現のために大学のトップは司法試験対策を抜本的に考えることを全学レベルで浸透させていただきたいと思います。

そして是非「抜本的改革プラン四カ年計画」のその後についても検討していただきたいと思います。

といいますのは前述したとおり抜本的改革プランの目標は平成一四年度の最終合格者が一〇〇人という大変謙虚な目標です。そして最低でも一〇〇人の合格者を出すことは中大司法試験関係者は誰も異議はないと思います。

問題はその後です。「草のみどり」という雑誌の中で大学でもトップクラス教授の方々が「合格者の一割が中大生であればよい」という趣旨の御発言をされています。その一方で先輩法曹の方々は昭和三一年度の合格者における中大出身者の占有率が三五%近くだった時代を念頭に「司法試験王国中大の復活」を標榜されていると思います。

四年後に目標を達成した後、さらに合格者を増加させる方向で行くのでしょうか、それとも毎年一〇〇人合格者が出る体制を維持できればよいのでしょうか？

この問題は二一世紀において、中央大学の法曹教育が社会全体の中で、どのような形態でどのような役割を果たしていくかという問題と密接に連携すると思います。是非とも今からこの問題について真剣に検討し、四年後には明確にビジョンを出せるようにしていただきたいと思えます。

③抜本的改革四カ年計画と法学部との関係

(1)学生の過剰負担の解消を早急に

さらに今回のプランの課題としては「在学生の過剰負担」が全く解消されていないことがあげられます。

抜本的改革プランの検討中に根本的問題として、現在の法職講座のカリキュラムが在学生に過剰負担を強いているのではないかとこの点がありました。

つまり、例えば一年生についてみると月曜日～金曜日（九：〇〇～一八：〇〇）の正規の授業、そして法職講座の基礎講座を中心に週二回（一八：〇〇～二一：〇〇）の課外授業を受講します。加えて先輩弁護士による「司法演習」、大学教授による「基礎演習3」が司法試験対策として用意されています。これら全てそれなりの予習が求められますから、正規の授業の語学を中心とした自習時間も含めるとほとんどが講座の予習時間にとられ法律書を読んで自分で考えるといった「予習時間」はおそらくとりづらいでしょう。非常に非効率的な受験勉強を強いられる仕組みになっています。

そこで本当であれば「法職講座」のカリキュラムを夜一八：〇〇～二一：〇〇に設定しなくても法学部の正規の授業で法職講座のような授業内容を実施できていれば理想です。ところが法学部の授業でそのような内容を提供していただくのは先生方のご理解を受けること自体難しいのですが、実は本来おかしいこととも思います。といいますのは、

司法試験に合格するための勉強は法学部のアカデミックな授業と必ずしも一致しません。

このようなところから在学生の過剰負担を解消するために「法職講座」のカリキュラムを正規の昼間部の授業時間帯に組み込ませて欲しいとの交渉をしました。しかし、現在のカリキュラム編成からは難しいとの回答でした。

抜本的改革プランを実現するためにはただ、講座内容を改めるだけでは足りません。

在学生が司法試験を受験しやすい環境を整えることが必要です。

この点である有名大学は予備校主体の受験勉強を支援するため、夕方時間帯には必修科目の授業は置かないようにカリキュラム編成をしているそうです。

我が大学でもこのような配慮は不可欠です。それだけでなく「多摩キャンパス」は郊外にあるため「通学時間」の点でも在学生の「自習時間」を奪うものとなっています。

在学生の過剰負担をなんとかしても解消する必要があります。

法学部は二〇〇〇年から夜間部を廃止し、「夜主コース」を採用することと、そのためのカリキュラムを検討中です。このカリキュラム検討過程において「法職講座」の授業時間帯をより在学生に負担のかからないように設定できる工夫をしていただけれることを切に望みます。

(2) 法学部の授業内容（ソフト）との役割分担を明確に

他方、法学部の授業内容（ソフト）についても法職講座と明確な役割分担をすることが必要です。

前述のように司法試験に合格するための勉強は法学部のアカデミックな授業と必ずしも一致しません。

つまり司法試験で求められる学習レベルは法学部の先生方が当たり前のこととして「自習」に委ねている部分が大半です。また学習範囲は建前としては一応法学部の授業が網羅している範囲とされているものの、現実の授業がカバーする範囲を超えているのが通常です。

そして何よりも司法試験は「学問としての法律学」を問う部分はほとんどなく、法律解釈学の基本的な知識や思考方法を問うてはいるものの、受験テクニックもかなり要求されます。

ですから法学部のアカデミックな授業と受験勉強は峻別し、明確に役割分担をする必要があると考えるのです。尚、誤解のないように申し上げておきますと、ここでの峻別はあくまでも法学部の授業と受験用の授業との役割分担の峻別です。大学の先生方が受験用の授業に携わることを否定しているわけではありません。例えば、答案練習会の出題や最新判例の分析等、司法試験に合格しているだけでは担当できない受験指導もたくさんあります。そのような分野は是非大学の先生方のお力が必要です。

それでは私たち受験指導に携わる者が法学部の授業の役割分担としてお願いしたいのは何かというと、私たちを含めて中大の法曹が社会に出て実現すべき「理念」、「価値」を教えることです。

私たち中大出身の法曹は正に現実の社会の中での法律問題の解決や判例の作出に携わる職務を担います。その時に指針となる「理念」や「価値」を私たちにお教え下さい。

「百尺竿頭に一步を進めよ」法学部教授・齊藤誠二先生が法職講座合格祝賀会で示されたお言葉です。中央大学の卒業生が法曹人口の多数を占め、中央大学法学部の影響力は非常に大きいものと聞いています。まさに「百尺竿頭」です。しかし、このまま中大の法曹人口が減少すればその影響力も減少していくことになるでしょう。

そこで齊藤先生は「百尺竿頭に一步を進めよ」と私たちを激励してくださいのだと思います。

私たち司法試験受験指導の現場にいる「受験屋」は名門中大の復活に向け全力を尽くします。まさに私たちの時代に「百尺竿頭に一步を進めよ」めるためです。

そこで法学部の先生方は是非私たちが社会の中で実現すべき「理念」や「価値」を教えてください。

中央大学出身者の法曹人口を増やすだけでは虚しいのです。私たち「白門の使徒」が進むべき道を示してください。

④法学部事務室との関係

今まで法学部事務室との関係では司法試験については法職事務室が担当するという慣行的な役割分担がありました。この点はうまく役割分担できていたと思います。

しかし、今後は抜本的改革推進のために必要なデータの提供、施設の提供を法学部事務室にお願いするという点を中心にもう少し両者の連携を強化する必要があると考えます。

⑤法職講座事務室職員の方々の待遇改善を早急に。

私は大学の事務機構について大変な不信感をもっていますが、唯一法職講座事務室の専任職員の方々には感謝の気持ちでいっぱいです。

諸先輩は法職事務室の職員の方々が「現在」どれだけ骨身を削って、私たち後進達の合格をささえてきてくださったか、ご存知でしょうか？

物腰が低く、若い受験指導スタッフを大切に扱ってくださる相沢室長をはじめ、法職事務室は五人の専任職員がおります。この職員の方々、そしてパートタイムで働かれている方々は、本当に受験の現場で裏方として私たちを支えてくださっています。朝は八時、夜は一時まで稼働している法職事務室は「不夜城」といわれている職場です。

このような法職事務室は大学の中で大変異端な部署といえます。

他の多くの職員の方にとってここは「不思議の国」です。何をやっているのかがまずわかりません。大学職員の全体からすれば「司法試験」なんかは「別世界の出来事」なのです。そしてハードワーク。加えて相手にしているのは誇張して表現すれば、社会性に乏しい司法試験受験生、原稿の締切を守らない大学教授、偉そうなOB法曹。また、いくら司法試験の合格者が増えても、職員の方々の給料が増えるわけではありません。ですから法職事務室は「職員」の来たくない部署」第一位なのです。

ところが「現在」の法職事務室職員の方々は、本当に献身的に私たちに協力してくれます。

「現在」の法職事務室の職員の方々は、私たち中央大学の司法試験関係者にとって、本当に心から感謝すべき存在なのだと思います。

もっとも「現在」の法職事務室と強調しています通り、過去の歴史の中では、基本的には法職事務室の職員の方々の多くには辟易してきました。

私が法職事務室で働きはじめたのも、そんな辟易に耐えられなくなったことが理由の一つです。もちろん本分は司法試験受験生でしたが、生来の人の良い性格から、円滑かつ効率的に業務遂行がなされていないのを見るに耐えられなくなったのです。自分を含めた中大の受験生にとってあまりにもマイナスが大きかったです。

ですからここ数年間の法職事務室での私の活動のほとんどは①法職事務室の職員の方々ではまかなえない業務を円滑かつ効率的にすること、②職員の方々を批判し理想的な方向にもっていくことでした。中大受験生の多くは、私が職員と言いつ争っている姿を何度も目撃していると思います。

法職事務室は中大司法試験対策の中心部分です。もし今後、過去にあった様ないい加減な対応が、職員の方々に見られるようなことがあったら、私たちは一致団結して是正を促す必要があります。

しかしいずれにしても現在の法職事務室は大変に良い人材でいっぱいです。数年間にわたって多摩を一人で支えてこられた帖佐副課長。同じく駿河台を支えてこられた須藤副課長。昨年から法職事務室に移動されてきましたが既に相沢室長の片腕として大黒柱的存在になった林和生さん。そして今までの中央大学職員像を一新する新しい感覚をもって法職講座を獅子奮迅の働きで支えている須賀晋一郎さん（尚、須賀さんの司法試験に関するデータ分析は関係者から高い評価を受けています）。本当に法職事務室は専任職員の方々の人材に恵まれています。皆さん中央大学の中で本当に高い評価を受けている方々ばかりです。

抜本的改革プラン実現のためには法職講座事務室の大活躍が求められます。学校法人部門を中心に関係者が法職事務室の特殊性を認識し、その役割を果たしうるように適切に協力していくことが不可欠です。そして業務の継続性を確保しつつ確実に職員の方々を移動させてあげられるシステムの構築も不可欠です。

抜本的改革プラン実現のために職場環境の整備を含めて、法職講座事務室職員の方々の待遇を早急に改善していく配慮が絶対に不可欠です。

⑥ 運営スタッフを確保できるか？

私はこの原稿の中で大変偉そうなことを述べています。諸先輩に対して大変不遜なことと恐縮しております。しかし、私は一つ一つの記述に責任と自信を持っています。

といいますのは、私は中央大学司法試験対策を取り巻く状況や法職講座の現場を、おそらくOBの誰よりも熟知しているという自負があるからです。いうまでもなく、法職講座が誕生したときのいきさつは伝え聞くだけでよくは判りません。しかし、ここ五年間くらいの法職講座の現場のことは手に取るように判ります。私は今年いきなり泡のように沸いてきた存在ではありません。私は嘱託職員として修習を遅らせる前に、四〇五年間法職講座でアルバイトをしてきました。ですからこの原稿での発言は全て経験に裏打ちされたものなのです。

前述した通り、私が担当してきた主要業務は法職駿河台・多摩研究室や公開答案練習会を受験生のニーズに合わせてたものにし、それに応じた適切なスタッフを確保することです。いわば「潤滑油」としての存在です。この業務は中大の専任職員の方では担当できません。この業務は実際に司法試験受験を経験していなければ判断できないことが多く含まれるからです。

私がこの業務を長年担当してきた理由は、第一次的には合格しなかったからです。しかし、それだけではありませぬ。もう一つの理由は、自らこの業務を担当したかったからです。つまりアルバイトになる前の法職講座の現状に耐

え難い感情を抱いていたのです。

というのはそれまでの法職講座は、受験生のニーズ、受験生からの信頼などには全く無頓着で講座自体が受験生の足を引っばっているという様相すらあったからです。私はこのようなことには耐えられないタイプの人間なのです。そこで自ら望んでアルバイトになりました。今では恐ろしいことに専任職員のどなたよりも私が法職事務室で古株になっています。

このようなことを書くと「こいつの頭はおかしいのではないか？」と諸先輩に思われるでしょうが、覚悟しています。まず、「受験生なんだからもっと勉強しろー！」といわれると思います。

おっしゃる通りです。この点には反論はありません。

もっとも「受験生にそんな業務が担当できるのか？合格者ならわかるけど」という批判があるとしたら明確に反論いたします。このような批判は全くの誤りです。受験生でも十分に担当できます。この業務は「司法試験に合格しているか否か」と全く関係のないことだからです。司法試験に精通していることは必要ですが、合格している必要は全くありません。

現在その存在なくして司法試験を語れないといわれる「司法試験予備校」の経営者の半分は司法試験には合格していません。そして現場をささえているのは「受験生」ないし「受験生くずれ」の司法試験受験経験者なのです。加えてその「受験生」ないし「受験生くずれ」の多くは中大出身者なのです。他大学の受験者は予備校を中心に勉強をし合格します。そしてその予備校の現場は中大出身者が支えています。とすると、実は他大学の合格者は間接的に中大出身者によって支えられている、という構図すら考えられるのです。

今回、一年間修習を遅らせた私に、中央大学は一一五年の歴史の中で初めて設置したポストである「司法試験受験指導相談員」（嘱託職員）というポストをくれました。いわば「司法試験の専門家」として職員に採用してくれたわ

けです。

抜本的改革の実現のためには、今後も司法試験に精通したスタッフを多く抱える必要があります。今回私が嘱託職員のプロトをいただいたことは、良い前例になると思います。

受験に精通した運営スタッフを今後も確保していくことは、抜本的改革のために必要な条件となります。そのためには、やはり大学側が待遇面を中心にそれを受け入れうる体制を確立していくことが不可欠です。

私が修習を遅らせた理由の一つに、私が数年間法職講座で担当してきた主要業務（受験生と法職講座との間の潤滑油としての役割）を今後継承するシステムを確立してから法職を後にしたかったこともあります。しかしこの業務は極めて特殊なもので、私が抜けたらすぐ他の誰かが担当できるという類のものではありません。不遜ではありますが、大変大切な業務です。そこでこれを確実に継承できるシステムを確立しておきたかったわけです。

2、中大法曹OB・OG側の課題

①「学研連VS大学・法職講座」という対立構造からの脱皮を。

「中大合格者数凋落」の象徴的事実が「学研連の凋落」です。学研連はご存知のように、例年五月から六月にかけてやる気に満ちた新入生を一〇〇人近く入室させます。ところが、平成一〇年度の司法試験において学研連の合格者は二〇人程度でした。そして、この内から合格時に法職研究室に在室していた者等を除けばおそらく一桁の数になると思われます。単純に考えて学研連室員の一〇人に一人も合格できないということです。

これに対して、駿河台法職研究室は在室員だけで二〇人程度合格しています。第一研究室という合格する力をもった室員からなる研究室の受験者が八〇人程度いますから、四人に一人は合格することになります。そしてこの第一研究室は最近五年間で毎年平均二〇人の合格者を輩出しています。これは駿河台研究室の指導体制の決定が最近の合格者からなる組織でなされ、また、所属団体を問わず、中大の名の下に集合する二〇人近い合格者スタッフが、人海戦

術で受験指導をしているからだと思います。つまり合格直前の受験生が、最近の試験傾向に合致した極めて充実した指導体制のもとで受験勉強をしているので、合格者を輩出できるわけです。

尚、ある雑誌の中で「もともと最終合格すべき者を入室させているのだから、研究室が何もしなくても一定数は必ず合格できる、とも言われていました。」という記述がありました。このような指摘を私も聞いたことがあります。

しかし、この指摘は全く誤っていると思います。駿河台研究室に「もともと最終合格すべき者を入室させている」とのことですが、「もともと最終合格すべき」受験生等には私はいないと思います。皆、工夫して努力をして最終合格していくのであり、駿河台研究室をそのための修練の場として、上手く活用できた者が合格していているのだと思います。仮に「もともと最終合格すべき者を入室させている」としましょう。それでは何故、そのようなレベルにある者が駿河台研究室に集ってくるのでしょうか？これは駿河台研究室にそれだけの魅力があるからなのです。

*法職駿河台研究室の実績

平成六年度 平成七年度 平成八年度 平成九年度 平成一〇年度

最終合格者数 二二名 二二名 一六名 二二名 一八名

*法職多摩研究室の実績（多摩研から駿河台研に移った者も含む）

平成八年度 平成九年度 平成一〇年度

択一合格者数 四名 一四名 四一名

最終合格者数 〇名 二名 五名

また、ここ三年間ほど力を入れて受験指導体制を確立してきた「法職多摩研究室」も大変な成果をあげつつありま

。「法職多摩研究室」は四年前に法学部棟（六号館内）に設置された、法職講座直営の、在学生を主体とした学生研究室です。室員達は「三年次で択一合格、四年次で最終合格」をコンセプトに設定された受験勉強のカリキュラムをこなし、日夜受験勉強に励んでいます。この研究室は間違いなく「司法試験王国」中大復活の「大黒柱」となる存在です。

そして現在、学研連研究室を退出して、法職駿河台研究室や法職多摩研究室に移転する者もたくさんいます。また、学研連研究室の入室試験受験者数も激減しています。

これらのことから私が諸先輩に申し上げたいのは学研連としては今後は法職研究室あるいは法職講座と積極的に連携していくべきではないかということです。

歴史的に学研連が「大学にももの申す団体」として大学と対立してきた団体であることは十分に承知しております。しかし、その歴史は過去のものであり、今現在は学研連の中堅・若手を中心に大学・法職との連携を待望する声が強いと思います。また、中堅・若手の大学の先生方に学研連との連携を拒絶する機運はありません。今、学研連と法職との連携を阻害するものは過去に形成された「学研連VS大学・法職講座」という対立構造であり、そのような見方を未だに捨てられない先輩方の存在なのです。

学研連委員会最長老の岡田錫淵先生は「学研連・四〇周年記念誌・学研連ができた事情」の中で、「大学側から学研連に対し法職講座への協力要請」があったことについて「この上なく喜ばしい感銘を受けた」との表現をお使いになっておられます。

一〇年前、最長老である岡田先生が「学研連VS大学・法職講座」という対立構造の解消をこの上なく喜ばれておられるにも関わらず、その後は未だに「学研連VS大学・法職講座」という対立構造の下で流れているかに見えます。「このままでは学研連は法職講座に吸収されるのではないか？」という危機感をもつのではなく、法職講座という

中大全体の共通の土俵の中に学研連を生かしていくことこそ必要なのではないのでしょうか？

今年、一九九九年は学研連創立五〇周年を迎えます。半世紀を経て学研連と大学・法職講座との関係を抜本的に変革していくことを何よりも推進することを求めます。

②「司法演習」の役割分担を明確に！

現在、諸先輩の中には法学部の正規の授業としての「司法演習」を担当されておられる方も多いと思います。この「司法演習」の受講者が年々減少しているというデータがあるのをご存知でしょうか。これがどのような原因に基づいているかは判りません。しかし、「司法演習」に対しては講座趣旨が明確ではないという批判が教授陣からよく聞かれます。また、憲法、民法、刑法でスタンスが異なり、科目、担当講師によっても内容にバラツキがあると聞きます。例えば、民法は問題集を使用していますが、問題内容は司法試験の合格レベルを遙かに超える「難しすぎるもの」がたくさあります。その結果、学生達は私たち司法試験合格者に助けを求めに来ます。私たちがすらわからない難問です。これでは一体なんの為に演習問題があるのか判りません。仮に、合格者と受験生が一緒に議論する契機を与えてくださっていると、納得できません。

結局、「司法演習」は「司法試験受験者層拡大のための企画」ということでまともなものであるようですが、この点について担当講師が共通のコンセンサスをもっていらっしやるとは思えないのです。そして「司法試験受験のための動機付け」企画ということであれば前期・後期にそれぞれ原則週一回で実施していくという回数は不要と思われるのです。また、講師のなり手も少ないと聞きます。

このようなことからすると「司法演習」を現在のままで実施していくことには無理があるのではないのでしょうか？今年に入ってから内容の見直しがあったようですが、結局何も変わっていないとの印象を受けるのは私だけでしょうか？

法職講座は抜本的改革プランの一環として「司法演習」の講座内容を「法律家としての文章の書き方」に変革していただくことを求めました。

といたしますのは、現在の司法試験においては、法律の基礎知識を用いて日本語の論理にのせて正確に文章を書ける能力が決定的に重要です。我が中央大学の学生は大学入試までにそのような能力を必ずしも鍛えておりません。そこで大学一、二年生の段階でそのような能力を養う機会を設けたかったわけです。そのような能力は司法試験に役立つのみではなく、一般就職しても役に立つはずです。このような認識から三和運営委員長や丸山委員長代行が担当講師との交渉にあたられました。

しかし、講座担当講師からは「既にレポート等を課し、文章の書き方は試している」という趣旨の反論があり却下されたとお聞きしました。

この反論は私たちの主張に対する返答ではありません。私たちが求めているのはレポートを単発で書くというようなことではなく、継続的に文章を指導していただきたいという趣旨なのです。

司法演習で却下されたので、絶対に必要な「法律家としての文章の書き方」講座を別な形で若手弁護士チューター担当の法職講座のゼミの中で実施することにしました。やむをえないことですが、このような解決方法はまた、別の「演習ゼミ」を新たに設置することになり、学生への負担をまた加重することにもなりかねません。

今後、現在の問題状況を踏まえ、大学教授や我々現場の受験指導者との連携の下に司法演習の役割分担を明確にしていくことを切に願います。

3、その他の課題

①予備校との提携・「法職講座抜本的改革四力年プラン」の不十分な部分を補うべく、予備校講座のアウトソーシング

グ的利用を推進できるか？

法職講座の抜本的改革四カ年計画の目標は最終合格者一〇〇〇人の輩出であり、主眼は択一合格者の増加策におかれ
ています。「法科の中大」完全復活のためには択一合格者の増加が不可欠であり、その点で不十分です。これは法職
講座の「マンパワー」に限りがあり、さらに現在の学生気質（楽な方に流れる）を考慮した上で計画を択一合格者の
増加に絞らざるを得ないことに由来します。とりわけ大きいのはマンパワー不足です。ここでのマンパワーの不足は
単に数的なものではなく、「司法試験に精通する」スタッフの不足という意味合いが強いです。そこでこれを
補うべく、「予備校講座のアウトソーシング」的利用が考えられますが、法学部教授会への配慮からままたらないと
いえます。ついては、中大出身法曹OBが一致して「予備校講座のアウトソーシング」的利用を推進する必要がある
と見られるような「予備校の人気講座」の多摩開催をいいます。

尚、特定の予備校との完全提携は絶対にさける必要があります。各予備校それぞれに得意分野と不得意分野があり、
特定の予備校との完全提携は得意分野まで中大に抱え込むことになり、百害あって一利もありません。実際、「予
備校との完全提携」を実施した大学はそれまでもまして地盤沈下が著しいといえます。これは現在の「司法試験予
備校全盛時代」を誤って理解し、闇雲に予備校との完全提携を実施したこと由来すると分析できます。「司法試験
予備校全盛時代」とはいつでも合格者の大半は特定の予備校のカリキュラムを中心に勉強をし始めても、途中で予備
校カリキュラムの限界に気づき、必要な修正を加えています。典型的な修正は当該予備校の不得意分野は別の受験指
導機関（法職講座や他の予備校）を利用することです。

そこで最近の合格者に対するアンケートを実施し、各予備校の人気講座をリサーチし、法職講座の基本カリキュラ
ムを補充する形で予備校講座をアウトソーシング的に利用することを推進するべきです。予備校のカリキュラムのメ

リットは実証性に乏しいものの、とりあえずそれに従えば「二年間で短期合格ができる」というコンセプトで構成されていることにあります。デメリットは高価な受講料が必要なこと、及びたとえ講座内容に瑕疵があっても受講生は「泣き寝入り」を強いられることにあります。これに対し、法職講座の基本カリキュラムは合格者が一〇人いれば七人が「共通に体験した受験経験」をもとに構成されている上に、極めて廉価であり、今後は講座内容も徹底検証し瑕疵が生じないよう品質保証システムも完備する予定です。反面、前述のようにカリキュラムに「二年間で短期合格ができる」というコンセプトがないので「現役合格」を目指す学生には物足りない内容になっています。そこで法職講座の基本カリキュラムを補充する形で予備校講座をアウトソーシング的に利用することを推進することが絶対不可欠なのです。

また、中大にとってみれば合格者を増やすことが最重要課題です。とすれば中大生の中で予備校を中心に受験勉強をする者がいても合格しさえすればかまわないはずですが、

この点でこれだけ実績のある予備校教育をいたずらに害悪視するのは問題があります。

②司法試験対策の為の建物の建設を早急に。

今回実施にする抜本的改革プランはソフト面が中心です。しかしこのソフト面の改革を実現するためには是非ともハード面での改革が必要になってきています。ハード面での改革とは「司法試験対策の為の建物の建設」です。

まず、多摩キャンパスに司法試験対策の為の建物が早急に必要です。

法職講座抜本的改革四カ年計画実施にあたり、近代設備を兼ね備えた専用のゼミ教室、講義教室がどうしても必要になってきています。例えば、公開答案練習会を多摩でも実施することになっていますが、解説講義を二元中継することができず、解説講義を一週間遅れで実施することになっていきます。これは受講生にとって大変なデメリットといえます。また、ゼミ教室の取得が学部授業との関係で複雑になっています。事務職員の方がこの対応に追われ、コス

トパフォーマンスに問題が生じているのです。

また、法職講座は専用研究室の拡張を強く求めています。法職講座は現在法学部棟（六号館）内に専用の研究室をもっていますが、一、二年生の部屋と、三、四年生の部屋が分離し、先輩の姿勢を後輩が学ぶという研究室メリットが希薄になっています。そして、入室希望者は一五〇人近くいるのに八四人しか収容できず、せっかくの貴重な受験希望者に対応できていません。

他方、法職講座は事務室の拡張も強く求めています。抜本的改革のために多数のスタッフを抱えていますが、事務室が手狭なため事務職員の方の業務効率が大変悪くなっているのです。

さらに、学研連を中心とした学生研究室棟（四号館）は設備不全及び老朽化のため、学生が研究室を利用しにくい状態が生じています。クーラーも防音設備もなく、大学が休みの間には暖房すら止まる研究室で現代の学生が受験勉強にいそむのは難しいといえます。そこで自宅中心の受験勉強体制になりますが、こうなると同じ研究室の中で切磋琢磨していくメリットを研究室はもてなくなってしまうのです。

そして在学生、卒業生ら受験生の三分の一が多摩キャンパスの周りに住んでいる以上、どうしても多摩キャンパスにこのような建物が必要なのです。

もっとも都心にも司法試験対策のための総合棟が必要です。

といいますのはまず、都心を拠点に受験勉強をする中大受験生も多いからです。近時、埼玉、千葉、神奈川という東京近郊の自宅に居住し、受験勉強を続ける中大受験生が極めて多く、全体の三分の一くらいを占めています。これらの者は、卒業すると「多摩キャンパス」ではなく、都心に受験勉強の拠点をおきます。例えば、「駿河台研究室」です。例年、駿河台研究室は多くの入室希望者があり、それらの者を収容しきれいていません。

* 駿河台研究室入室希望者と室員数の推移

入室希望者数 定員 室員数

平成一〇年度 一九一名 一五五名 一三八名

→ * 激増しているのは室料を一万二〇〇〇円程

→ 下げたため（現在六万円）。

平成 九年度 一三〇名 一五五名 一二九名

→ * この段階で第二研究室を設置した。

平成 八年度 一二二名 一〇五名 一〇五名

平成 七年度 一三七名 一〇五名 一〇三名

さらに法職講座の講座充実化戦略として都心の拠点が絶対に必要です。現在、法職講座主催の「公開答案練習会」(定員四六〇名、内他大一一〇〇名)は大変完成度の高い答案練習会として受験業界では認知されています。これは講座運営の水準の高さに加え、講師の質、受講生の質の両者が大変高いことに基づきます。このように高い水準の講師、受講生を確保できるのは駿河台記念館で答練を実施していることに由来します。実際に「多摩キャンパスは半日仕事になるので講座を引き受けたくないが、駿河台記念館なら講座を引き受けると」いう有名講師が多数存在します。法職講座は抜本的改革の下、今後良質の講座を多数設置する予定です。そのためには高い水準の講師、受講生を確保する前提として都心の拠点が絶対に必要なのです。

このようにハード面での改革として多摩キャンパスと都心のそれぞれに司法試験対策の為の建物を早急に建設する必要があるのであります。

③ 受験指導スタッフを確保できるか？

抜本的改革が成功するか否かは、良い受験指導スタッフを確保できるかにかかります。

質の高い受験生も必要ですが、質の高い講師やチューターを確保することもかなり大切なことです。

そのために、法職講座では「中大法曹会」や「学研連」に若手弁護士の派遣を求めています。出身大学を問いません。法職講座一同、是非とも御協力いただきたいと考えております。

これについて、大学側としては待遇面を中心に受験指導スタッフを確保していくため工夫をしていく必要があります。謝礼額もさることながら、何よりも大事なのはスタッフを大切に扱っていくことです。大学の為に自分の時間を削っているOB・OGに対してそれなりの感謝を持って対応していただくことを切に望みます。

スタッフの確保は抜本的改革の死命を制します。

④ 意思決定機関、講座スタッフ管理機関、成果の検証システムの設置

中大凋落の原因として「勢力分散の下の司法試験対策」と「現状認識に欠ける方々による司法試験対策決定」を挙げました。抜本的改革プランの実現のため、このような問題点を解決しておく必要があります。そのための組織として「五者協議会」が設置されたことは前述の通りです。つまり中大司法試験関係者の意思決定機関の統合をはかったわけです。そして各組織のトップレベルで構成される「五者協議会」の決定を現状認識に根付いたものにするべく、そこでの意思決定に法職講座運営委員会の下部機関である「受験指導スタッフ幹事会」や学研連委員会の下部組織である「学研連駿河台研究室管理運営委員会」の意見を反映させる努力もしています。

今後はこのように統合・整備された意思決定機関である「五者協議会」を確実なものにしていくことが必要となります。

他方、講座やゼミを担当する講師やチューターの質を如何に確保するかという問題もあります。過去に若手弁護士

が法職講座において「答案ゼミ」を担当したことがありました。このゼミ自体は大変評判が良かったのですが、「司法演習」を法学部が導入した関係でゼミ教室の都合がつかず廃止になりました。

ところで、このゼミが実施されていた頃、弁護士チューターの中には非常にいい加減なことをする者がいることが問題になっていました。例えば、授業開始後三〇分ほど遅刻してきて、授業終了の三〇分前に帰ってしまったたり、ゼミの予習を一切せずにその旨を受講生に悪びれもせず語ったりといった具合です。

そこで、今回の抜本的改革実施に際しては、若手弁護士の担当する講座を中心に講師やチューターを管理する体制を確立することになっています。この管理体制がしっかりしていくこともポイントの一つです。

また、一つ一つの講座について実績をチェックし、不評の講座であればその原因を検証し、次の企画ではその問題を改善したものにし、それでも成果がでなければ対策の決定者の責任を追及するという成果の検証システムも確立していく必要があります。今回の抜本的改革プランが成果をあげるためにはそのような成果の検証システムを確立し、計画推進中でも必要があれば躊躇なく計画を変更することが必要です。

尚、この一〇数年間毎年合格者数は減少してきましたが、中大の司法試験対策に携わる方々の顔ぶれは全く変わっていません。これは責任の所在が全くあいまいにされ、責任追及システムが確立していないことに基づきます。責任追及システムの設置も不可欠ではないでしょうか？

⑤ 付属高校との提携システムの確立

「法律は大人の学問」というイメージがあり、それ自体は否定するつもりはありません。しかし、私たちが携わる司法試験の勉強は「受験勉強」です。「受験勉強」である以上、合格のためのノウハウはできるだけ早いうちから身につけることが早期合格に役に立ちます。

そこで現在有名ライバル大学では付属高校生の時から司法試験を意識したカリキュラムを採用しているそうです。

このような関心は今回の抜本的改革案の検討過程でも話題にありました。

私たちのプランの中には中大の付属高校三つで①司法試験を受験するための動機づけとなるガイダンス、②論理的な日本語の文章を書く練習をする講座の二つを実施させていただきたいということが盛り込まれています。

幸いこの中の一つの付属高校では若い高校教員の方々を中心に「司法試験についてのカリキュラム」を用意したいという声があがっています。

現在、法学部とその付属高校との関係が話題の中心ですが、いずれは法職講座との関係も射程に入る可能性が高いとみています。

中央大学の付属高校は何れも優秀な高校生をたくさん抱えています。ですから、付属の高校生達は司法試験に合格できる資質に恵まれていると思われれます。

抜本的改革プラン実現のためには是非付属高校との提携システムを確立することが必要です。

V 総括く清水の舞台から飛び降りてしまった。

ここまで思い切って「意見」を述べさせていただきました。大変僭越なものが多く含まれていたことを深くお詫びいたします。

単なるベテラン合格者の私が、このようなことを述べても何も変わらないかもしれません。

しかし、私の様な若輩が意を決してこんなことまで言わなければならないところまで、中央大学の司法試験対策は末期的症状を呈しているのです。

仮に、何か言っても変わらないとしても、何も言わなくては何も変わる契機すら生み出せません。最後にもう一度まとめ申し上げます。

①中大合格者が激減してきている原因の一つは「現状認識の欠ける方々による司法試験 対策の決定」がなされてい

ることにあります。

そこで今後は「司法試験対策決定」の主導権を「現状認識をもっている」私たち若手に任せ、諸先輩方は施設面や予算面を中心とした中央大学との交渉という後方支援をご担当ください。

明確な役割分担が不可欠です。

現状では我々若手の意欲がそがれるだけです。

現在の中大合格者数の低迷は将来、二〇年後、三〇年後、私たちが社会の中枢になったときに響いてきます。現在の惨状によってもっとも被害を被るのは私たちの世代なのです。私たちの世代の将来を混沌に陥れるような決定は避けていただきたいと思います。

②もう一つの中大合格者が激減してきている原因は「勢力分散の下の司法試験対策」にあります。

そこで、今後は学校法人、法学部、中大法曹会、テミスを育む会、学研連、法職講座の六者が勢力結集の下に司法試験対策を決定するようにしてください。

現状では効率的な体制が組みません。

まず、中大合格者数の減少とともに只でさえ少なくなっている受験指導スタッフを効率的に活用することができません。

また、実際に受験する中大受験生にも混乱・過剰な負担を負わせます。

なんとしても勢力結集の下に司法試験対策の方向性を決定していく必要があります。

もっともここで申し上げたいのは関係者全員が同じことをするように強要するのではなく、各関係団体の独自性を認めた上で全体として調和を図るという「ソフトな勢力結集」です。

③そして、「法職講座抜本的改革四カ年計画」にご関心をお持ちください。

この四カ年計画は中大一一五年の歴史の中で大学が初めて真剣に司法試験対策に向き合おうとするものであり、これが失敗すればばらくは「司法試験王国中央大学」の復活はないという重要な計画です。

現在のところは、全ての関係者はなんとか実現し成果をあげようという気持ちでいっぱいに見えます。しかし今まで書きましたとおり、この改革は中央大学自体に大変な痛みを与えます。また、簡単には成果がでないと思われまゝとすると、これに耐えられなくなり、中大の内部の方々が悲鳴をあげ、撤退する可能性が十分にあり得ます。

昭和五三年の「多摩キャンパス」への移転以来約二〇年かけてここまで中大司法試験対策の基礎体力を弱めておいて、一年や二年で成果が出せというのは無理な話です。最低四年間、中大の内部の方々は痛みを耐えていただきたいと思います。そのためには司法試験対策関係者が抜本的改革四カ年計画の推進にご関心をもっていただくことが必要です。そしてそれぞれが時代に合わない司法試験対策を無責任に云々するのではなく、むしろ中大の内部の方々を勇気づけていただくことが必要です。

④加えて、大学関係者のトップの方々をお願いしたいのは、四年後に今回の抜本的改革の目標（中期的目標としての合格者一〇〇人）を達成した後のビジョンを確立して欲しいということです。

今まで述べたことに一見矛盾するかもしれませんが、今回の法職講座の抜本的改革四カ年計画は「司法試験王国中央大学復活」のための足がかりにすぎません。

一〇〇〇人最終合格者が出る時代に、たった一〇〇〇人の合格者をだすことを目標に設定していることから見ても明らかです。

しかし、現状では、抜本的改革計画といっても、謙虚に一〇〇〇人を目標とすることしかできないのです。とても「第一位に返り咲きます」とか、「合格者の三人に一人を中大出身者にします」等と無責任なことはいえないのです。

今回の抜本的改革四カ年計画は「とりあえず合格者を一〇〇人はキープして形は整えておこう」というものにすぎません。

ですから四年後に一〇〇人の合格者を出した後、長期的な目標としてその後司法試験対策をどうしていくのかを検討していただきたく思います。「一〇〇人であればこれでよいのか？それともかつての栄光を取り戻すまでやり続けるのか？」この問題は法学部教育の在り方、大学院教育の在り方、キャンパス整備計画の方向性にもからむ難問だと思います。法務省や文部省は既に「法曹教育の一部を大学に委託する」という構想を明言し始めたと聞いております。四年後はすぐにやってきました。早急な検討をお願いします。

VI 終わりに

私は一年間司法修習を遅らせ、「法職講座抜本的改革プラン四カ年計画」作成に携わって本当によかったと思っています。

この一年間は一〇〇年の伝統を誇る中大の中で、尊敬する大先輩法曹や研究者の方々、優しい大学関係者の方々に包まれて珠玉のような体験をすることができました。

例えば、幸いにも今年度は私の所属する済美会研究室が学研連当番であったため、尊敬する大先輩である松家里明学研連委員長の下で、学研連のお仕事もお手伝いさせていただくことができました。

あるいは法職講座でお世話になっていた関係から、やはり尊敬する大先輩である鈴木康洋先生、中津靖夫先生、新井嘉昭先生、中津川 彰先生の下で、昨年設立された「テミスを育む会」をお手伝いすることもできました。

偉大な先輩の下でいわば一年余分に司法修習をすることができたと思っております。
一年間修習を遅らせたことを全く悔いていません。

最後に法曹である先輩方を含め、中大出身の全OB・OGの方をお願いしたいことがあります。

中大出身者は中央大学出身者であることを隠したがると聞きました。それに対して早稲田・慶應の出身者は聞かなくても自分から出身大学を話し出すと聞きました。私はそんな校風を持っている早稲田・慶應がうらやましいです。

大学の中心は、その時々々の学生、先生方、職員の方々であることに疑いはありません。

OB・OGは、やはり過去の人だと思います。

しかし、校風というのはOB・OGも含めた関係者が一致団結して育んでいくものだと思います。

白門のOB・OGは社会の中で厳然たる勢力を持っています。

二一世紀に向けて、中央大学出身者であることを胸を張っていえる校風にかえていくために中大出身の全OB・OGが力をあわせて欲しいのです。

私が中央大学法学部に進学を希望したのは、私の父が本学法学部の出身者であったことが最大の理由です。父も法曹を目指していましたが、志半ばで転身してしまいました。私が中央大学に入学し、司法試験に合格しようと思ったのは父の姿を子供の頃から見ていたからです。そして、入学以来一五年間もの間、中央大学には大変お世話になりました。一年間修習を遅らせても中央大学にご恩返しをしたかったのは、父も含めて中央大学に大変お世話になったからであり、中央大学法学部に大変な誇りを持っているからです。

いつか後進達が中央大学出身者であることを聞かれなくも話し出す日が来ることを心から楽しみにしています。尚、このような原稿を書く機会を与えてくださった萬羽 了先生、小林美智子先生に心から感謝いたします。

以上

*この原稿に関するご意見、ご感想、ご批判があれば是非下記のメールアドレスまでメールでご連絡ください。

e-mail hagane@tamajs.chuo-u.ac.jp